

平成 3 1 年 3 月 2 0 日

喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄 殿

提出者 坂 内 鉄 次

賛成者 上 野 利 一 郎

〃 矢 吹 哲 哉

〃 関 本 美 樹 子

〃 後 藤 誠 司

〃 菊 地 と も 子

〃 渡 部 勇 一

〃 渡 部 孝 雄

議 会 案 第 5 号 福 島 県 主 要 農 作 物 種 子 条 例 の 早 期 制 定 を 求 め る
意 見 書

上 記 の 議 案 を 別 紙 の と お り 、 会 議 規 則 第 1 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 提 出 し
ま す。

福島県主要農作物種子条例の早期制定を求める意見書

我が国の食と農を支えてきた主要農作物種子法（以下「種子法」という。）が平成３０年４月１日に廃止された。

種子法は、国や都道府県の公的役割を明確にしたもので、同法のもとで、稲、麦、大豆等の主要農作物の種子生産・普及のための施策が実施され、農業者には優良で安心な種子が、消費者には高品質な農産物が安定的に供給されてきた。

しかし、種子法の廃止により、種子価格の高騰を初め、地域条件等に適合した品種の生産、開発等の衰退や特定事業者による種子独占などが懸念されている。

種子を守ることは地域の農業を守ることであり、新潟県、富山県、兵庫県、埼玉県及び山形県においては種子条例が制定されており、その他の道県においても条例制定に向けた準備が進められている。

本県においては、普及すべき主要農作物の優良な品種を定め、それらの品種について品質の高い種子の安定的な供給を目的とする要綱や要領を定めているが、それらの取組の推進や穀物等の採種、販売など農業者や消費者の不安を払拭するためにも法令的な裏付けとなる条例制定が必要である。

よって、当市議会は、福島県に対し、下記事項について強く要望する。

記

福島県主要農作物の種子に関する条例を早期に制定すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

平成３１年３月２０日

福島県喜多方市議会議長 佐 藤 一 栄

【意見書提出先】

福島県知事 内堀 雅雄 殿